

第 5 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 41 号

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例
(熊本県工場等設置奨励条例の一部改正)

第1条 熊本県工場等設置奨励条例（昭和39年熊本県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 離島産業振興促進区域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画（以下「離島振興計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域をいう。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 離島産業振興促進区域内にあって、離島振興計画において振興すべき業種の用に供する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第3号又は第45条第3項の表の第3号の規定の適用を受ける設備（同法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する設備を除く。）（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第2条第1号イに規定する特別償却設備に限る。）を有する工場等

(熊本県税特別措置条例の一部改正)

第2条 熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条の4第1項」を「第4条の4」に改める。

第4条の4第1項第1号中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、

同条第2項を削る。

第4条の7第1項第1号ア中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、「間に、」の次に「同法第4条第1項に規定する離島振興計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域（以下「離島産業振興促進区域」という。）内において、当該離島振興計画において振興すべき業種の用に供する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第3号又は第45条第3項の表の第3号の規定の適用を受ける設備（同法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区（以下「過疎地区」という。）内において営む当該事業の用に供する設備を除く。）（「を、「特別償却設備」という。）」の次に「に限る。）」を加え、同号イ中「畜産業、水産業又は薪炭製造業」を「離島産業振興促進区域内において、畜産業、水産業又は薪炭製造業（過疎地区内において営む畜産業又は水産業を除く。）」に改め、同条第2項中「第4条の2、第4条の4第1項」を「第4条の4」に改める。

第4条の13第1項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第2項中「第4条の4第1項」を「第4条の4」に改める。

第4条の14から第8条までの規定中「第4条の4第1項」を「第4条の4」に改める。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第4条の4第1項第2号」を「第4条の4第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県工場等設置奨励条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される工場等について適用し、施行日前に新設され、又は増設された工場等については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の熊本県税特別措置条例第4条の7の規定は、施行日以後に離島振興地域内において製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業その他離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条各号に掲げる事業の用に供する設備（以下「事業用設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税並びに離島振興地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人に対して施行日以後に課すべき事業税について適用し、施行日前に離島振興地域内において事業用設備を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産

税並びに離島振興地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人に対して施行日前に課すべき事業税については、なお従前の例による。